

豊橋市サービス付き高齢者向け住宅の登録等に関する事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）、及び関係法令に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録等に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定める。

(登録の申請)

第2条 法第5条第1項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録（以下「登録」という。）の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、法第6条第1項の規定に基づき、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令・国土交通省令第2号。以下「規則」という。）第4条に定める申請書を市長へ提出しなければならない。

2 前項の申請書には、規則第7条各号に定めるもののほか、次に掲げる書類を作成し、添付しなければならない。

- (1) 居住部分の床面積が18㎡以上25㎡未満である場合にあっては、共同利用部分の面積を示す図面、求積図等の書類
- (2) 居住部分に台所、収納設備又は浴室を備えていない場合にあっては、共同で利用する設備が登録基準のうち設備基準を満たしていることを示す書類
- (3) 建築基準法第6条第1項の確認済証の写し
- (4) 申請者がサービス付き高齢者向け住宅を自ら所有する場合には、その旨を証する書類
- (5) 申請者が、当該登録に係る住宅等の賃借権又は使用貸借による権利を有する場合にあっては、当該権利を有する者であることを証する書類
- (6) 申請者が法人である場合には、登記事項を示す書類
- (7) 申請者（未成年者である場合に限る）の法定代理人が法人である場合には、登記事項を示す書類
- (8) 申請者が個人である場合には、住民票等
- (9) 暴力団排除に係る登録拒否要件の確認情報

(登録の基準)

第3条 規則第3条及び第8条から第11条に規定する基準については、別表1による。

(登録等の通知)

第4条 市長は、登録の申請が法第7条第1項に掲げる基準に適合すると認め、登録を

したときは、同条第3項の規定に基づき、サービス付き高齢者向け住宅事業登録通知書（様式第1号）により、当該登録を受けた者（以下「登録事業者」という。）に通知するものとする。

- 2 市長は、登録の申請が法第7条第1項に掲げる基準に適合しないと認めるときは、同条第4項の規定に基づき、その理由を示して、サービス付き高齢者向け住宅事業登録基準不適合通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、法第8条第1項の規定により登録の拒否をしたときは、同条第2項の規定に基づき、サービス付き高齢者向け住宅事業登録拒否通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（登録事項等の変更）

第5条 法第9条の規定に基づく登録事項の変更若しくは添付書類の記載事項の変更を届けようとする者又は法第11条の規定に基づく登録事業者の地位の承継を届けようとする者は、第2条第2項に定める書類のうちその記載事項が変更されたものを添えて、規則第16条に定める登録事項等変更届出書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の届出を受け、法第9条第3項の規定に基づき変更の登録をしたときは、サービス付き高齢者向け住宅事業登録事項変更通知書（様式第4号）により、登録事項の変更を届け出た者に通知するものとする。

（廃業等の届出）

第6条 法第12条第1項又は第2項の規定に基づく廃業等の届出をしようとする者は、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る廃業等の届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（登録の抹消）

第7条 法第13条第1項第1号の登録の抹消の申請には、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録の抹消申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、法第13条第1項第1号又は第2号の事由により登録事業の登録を抹消したときは、サービス付き高齢者向け住宅事業登録抹消通知書（様式第7号）により、当該登録事業者であった者に通知するものとする。

（報告）

第8条 法第24条の規定に基づく報告は、登録事業者が市長に対し、前年度3月31日時点で入居開始している住宅の登録状況について、毎年度4月30日までにサービス付き高齢者向け住宅定期報告書（様式第8号）により、行うものとする。

- 2 登録事業者は、サービス付き高齢者向け住宅において重大な事故が発生したときは、法第 24 条の規定により、直ちに、サービス付き高齢者向け住宅事故報告書（様式第 9 号）により、市長に報告しなければならない。

（検査）

第 9 条 法第 24 条の規定に基づく立入検査は、住宅の供用開始後概ね 1 年以内に実施し、以後必要に応じて随時実施する。

- 2 立入検査は、原則として登録事業者に対して事前に通知して行うものとする。
- 3 立入検査は、所属長の指示を受けた職員 2 名以上で行うものとする。また、立入検査の内容により福祉部職員が同行できるものとする。
- 4 立入検査を実施する職員（以下「検査員」という。）は、その身分を示す身分証（豊橋市職員身分証明書）を携帯し、立入検査時に登録事業者に提示するものとする。
- 5 立入検査にあたっては、登録事業者の業務を極力妨げないよう努めるものとする。
- 6 検査員は、立入検査終了後、速やかにサービス付き高齢者向け住宅立入検査結果報告書（様式第 10 号）により、検査結果を所属長へ報告するものとする。
- 7 立入検査の結果、改善又は是正すべき事項について、速やかにサービス付き高齢者向け住宅立入検査結果通知書（様式第 11 号）により、登録事業者に通知するものとする。
- 8 前項の改善又は是正すべき事項については、登録事業者にサービス付き高齢者向け住宅措置状況報告書（様式第 12 号）により、指定した期日までに措置状況の報告を求めるものとする。

（指示）

第 10 条 市長は、法第 25 条の規定に基づき指示するときは、サービス付き高齢者向け住宅事業に関する指示書（様式第 13 号）により、登録事業者に指示するものとする。

- 2 前項の指示を受けた登録事業者は、速やかに指示事項を改善したうえで、サービス付き高齢者向け住宅事業指示事項改善報告書（様式第 14 号）により市長に報告しなければならない。

（登録の取消し）

第 11 条 市長は、法第 26 条の規定に基づき登録事業の登録を取り消したときは、サービス付き高齢者向け住宅事業登録取消通知書（様式第 15 号）により、当該登録事業者であった者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の登録の取消しをしようとするときは、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の定めるところにより、聴聞を行わなければならない。
- 3 前項の聴聞に関する手続は、行政手続法の定めによるほか、豊橋市聴聞手続規則（平

成 6 年豊橋市規則第 55 号) によるものとする。

(意見聴取手続)

第 12 条 サービス付き高齢者向け住宅整備事業（スマートウェルネス住宅等推進事業補助金要綱第 4 一号に規定する事業）に係る交付申請をする者（以下「交付申請者」という。）は、サービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る意見聴取申請書（様式第 16 号）により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、申請を受理してから原則として 14 日以内にサービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る意見聴取に対する回答書（様式第 17 号）により交付申請者に意見を述べるものとする。

(意見を述べる際の観点)

第 13 条 前条第 2 項の意見を述べる際の観点は別表 2 によるものとし、あらかじめこれを公表する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 27 年 8 月 12 日から施行する。

(豊橋市サービス付き高齢者向け住宅定期報告及び立入検査実施要綱の廃止)

2 豊橋市サービス付き高齢者向け住宅定期報告及び立入検査実施要綱は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の豊橋市サービス付き高齢者向け住宅の登録等に関する事務取扱要綱の規定により作成されている様式第 5 号、様式第 6 号、様式第 8 号、様式第 9 号、様式第 12 号、様式第 14 号、様式第 16 号は、改正後の豊橋市サービス付き高齢者向け住宅の登録等に関する事務取扱要綱の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年5月18日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。